

第45回 佐用町議会(定例)会議録 (第5日)

平成23年9月30日(金曜日)

出席議員 (16名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文		
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
			16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (2名)	8番	笹 田 鈴 香	15番	西 岡 正
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文	天文台公園長	黒 田 武 彦
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
			教 育 課 長	坂 本 博 美
	消防次長兼署長	藤 本 哲 徳		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 86 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 2 . 議案第 87 号 佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 3 . 議案第 84 号 町道路線の変更について（委員会付託）
- 日程第 4 . 議案第 85 号 町道路線の認定について（委員会付託）
- 日程第 5 . 議案第 88 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員会付託）
- 日程第 6 . 認定第 1 号 平成 22 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 7 . 認定第 2 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 8 . 認定第 3 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 9 . 認定第 4 号 平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 10 . 認定第 5 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 11 . 認定第 6 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 12 . 認定第 7 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 13 . 認定第 8 号 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 14 . 認定第 9 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 15 . 認定第 10 号 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 16 . 認定第 11 号 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 17 . 認定第 12 号 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 18 . 認定第 13 号 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 19 . 認定第 14 号 平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 20 . 認定第 15 号 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 21 . 認定第 16 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 22 . 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 23 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前 09 時 27 分 開議

議長（矢内作夫君） 　　少し早いんですけれども、お揃いでありますので、ただ今から始めたいというふうに思います。

　　おはようございます。早朝よりお揃いで、

〔山田君「議長、西岡さん」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 　　いやいや、休みなんです。

　　おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

　　9月6日の開会日以来、本会議、常任委員会、そして決算特別委員会等にご出席をいただき、各慎重審議を賜り、誠にご苦労様ございました。

　　ここで、西岡議員から兄、葬儀のためということで、また、笹田議員からも病気療養のためということで、欠席届が出ております。

　　また、敏蔭消防長から、県消防学校初任科生卒業式出席のためということで、欠席届が出ておまして、藤本署長の出席を認めておりますので、報告をしておきます。

　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第1．議案第86号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について（委員会付託）

議長（矢内作夫君） 　　まず日程第1、議案第86号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

　　議案第86号につきましては、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

　　総務常任委員長、井上洋文君。

〔総務常任委員長 井上洋文君 登壇〕

総務常任委員長（井上洋文君） 　　おはようございます。

　　それでは、平成23年9月、第45回定例議会総務常任委員会付託案件の審査報告をいたします。

　　総務常任委員会付託案件を、去る9月13日火曜日、午前9時27分開会、午前11時34分まで、役場3階委員会室兼控室で行いました。

　　出席者は、井上、高木、松尾、大下、平岡、矢内の計6人の委員で、当局から説明のため出席した者は、町長、副町長、税務課長、町税対策室長、総務課長、教育課長。事務局より、局長、局長補佐でした。

　　第45回定例会付託案件審査につきましては、議案第86号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についての1件でございます。

　　付託案件審査の大まかなものについての経過と結果をご報告いたします。

　　最初に当局により追加説明を求め、今回の改正は、大きな点は、3点あります。

　　1点目は、それぞれの税の不申告等に関する過料です。従来は、3万円以下と定めておりましたが、10万円以下ということで、それぞれの条文で引き上げになっております。ただ、過料につきましては、県内でも取っているところはありません。上位法令に合わせて、改正をさせていただいている。

　　もう1点は、寄附控除の関係なんですけど、条文整理がされたような形で、内容的には、

この条例の中では、変更はありません。地方税の中で、寄附金の足切りの額が、前は 5,000 円でしたが、昨年、所得税の方が 2,000 円に引き下げられておりまして、町県民税も 1 年遅れの、24 年度分から 2,000 円になるということで、それが 1 点、影響があります。

それと、いろんな株の譲渡所得でありますとか、配当所得でありますとか、従来の税より、不況ということで、軽減されている部分があります。この部分が、23 年度で廃止になる予定であったが、景気が好転しないということで、2 年延長になっている部分がありますと説明がありました。

質疑に入り、納税管理人を作っているのか。町民税にかかわる不申告に関する過料、実態はどうか。入湯税の罰金刑と過料との違い。株式譲渡に対する優遇をするということは、譲渡される方の優遇で、町にとって実入りが少なくなるのでは等ありました。

答弁として、納税管理人は作っている。過料については、徴収していない。入湯税の罰金刑の関係は、法律上刑罰になる。検察庁への協議が必要。過料は、町条例の中で運用ができるが、実際には徴収していない。株式譲渡の関係は、軽減措置によって町に入ってくる税収が少なくなる等、答弁のあったところでございます。

討論に入り、反対討論としましては、大企業事業者のための減税を止めて、東日本大震災の財源に充てるべきとありました。

また、賛成討論としましては、大企業減税措置に対して云々と言うけれど、国全体の空洞化になり問題があるとありました。

採決に入り、議案第 86 号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件の報告といたします。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、以上で総務常任委員長の審査報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対しての質疑及び、討論、採決を行いますので、よろしく願いをいたします。

議案第 86 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 議案第 86 号、町税条例改正の反対討論を行います。

反対の理由は、国の法改正で、株式の売買利益、配当への税率を本則の 20 パーセントから 10 パーセントに軽減する証券優遇税制の期限を 2 年間延長し、担当能力のある大資産家、大金持ちのための減税措置を継続させるものであること。減税は中止して、東日本大震災の被災者の救援と復興、そのために全力を尽くしている自治体支援のための財源に回すべきです。

国税の罰則強化に伴い、町税の不申告に関する過料を現行の 3 万から 10 万円に引き上げることなど、町民の負担増に繋がる内容で、反対です。

なお、新たに N P O 法人への寄附金控除の対象拡大の措置は必要であることを申し上げ、

討論を終わります。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論ありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） 議案第86号、佐用町税条例の一部を改正する条例について賛成します。

まず、総務常任委員会の中で、先ほども反対理由が2点ありましたが、まず、1点目としまして、国の法律改正で大企業とか事業者のための減税措置が継続されている内容があります。また、大企業の減税を止め、東日本大震災の被害者の救援と復興、そのために全力を尽くしている自治体を支えるための財源に回すべき。まず、これが1点目です。

2点目が、国税の処罰化に伴って、町税の不申告に関する過料を、現行の3万円から10万円に変更するものが実態がないとはいえ、条文上、負担に繋がるものであるという2点の理由でありましたが、まず1点目は、大企業、事業者の減税措置が継続されているということではありますが、まあ、昨今の報道等によりますと、民主党の税制調査会では、法人税を2012年4月、来年の4月からですけれども3年間。また、所得税については、2013年1月より10年間。また、たばこ税につきましては、2012年10月より国税分を10年、地方税分を5年間、個人所得住民税を2014年から15年間、復興増税案が出ております。このような中、法人税を考えてみますと、国際的に見ても、日本は、非常に高く、今日、円高が進む中で、ますます日本経済は低迷し、空洞化が進む恐れもあります。法人税等を上げることにより、経済が低迷すれば、雇用、国民生活全体に大きく影響を与えるものであります。

2点目の、条文上の過料の3万円から10万円が負担につながるということではあります。本町におきましても、近隣市町におきましても、過料の運用は行っておりません。

また、町税の申告を行えば、負担につながるものではありません。

よって、議案第86号、佐用町税条例等の一部を改正する条例について、賛成し、賛成討論とします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに討論ありますか。ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第86号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第86号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第87号 佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につい

て（委員会付託）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第2、議案第87号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第87号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、岡本義次君。

〔厚生常任委員長 岡本義次君 登壇〕

厚生常任委員長（岡本義次君） おはようございます。

厚生常任委員会に付託、審査報告を申し上げます。

平成23年9月14日、午前9時26分から9時47分まで、役場3階、委員会室兼控室。出席者、岡本、岡本、新田、敏森、石黒、鍋島、矢内議長と当局、町長、副町長、健康福祉課長、総務課長。事務局、局長、局長補佐でございます。

第45回定例会付託案件の審査について、議案第87号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長の補足説明の後、問いとしまして、生計を主としていた遺族から、生計を主として維持していた遺族と変わっているが、それはどうなのかという問いに対しまして、既存の条例に、脱字あったことが分かりましたと。

そして、また、死亡した者の死亡当時、その者と同居し、又は生計を同じく、同居と生計を同じくしていた者が違うのか。それは、どうなのか。どう違うのか。住民票になくても、民生委員等と一緒に住んでいることが分かった場合は、どうなのか。という問いに対しまして、町が後で調査に入りますので、兄弟、姉妹で、住民票に入ってなくても、同居しておるといふ、例えば、配偶者の場合でも、内縁関係で籍が入ってなくても、同居しておるといふ場合には、認められるので、それと同じことと思いますという答弁でございます。

それから、家の者が全部亡くなり、同居していない者がいても、葬式や墓守り等もせんとあかんということで、そんな場合は、弔慰金はもらえないのかという問いに対して、民法上では、兄弟相続権がありますが、今回の弔慰金については、同居、又は生計を共にしている場合であり、兄弟でも、別に家族を持って生計を別にされている場合は、同じ兄弟でも弔慰金はいかないという答えでございます。

質疑終了し、討論に入りまして、賛成、反対討論もなく、採決の結果、全員賛成で、よって議案第87号は、原案のとおり可決し、付託案件審査を終了しました。

以上、厚生常任委員会の報告とします。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対しての質疑及び、討論、採決を行いますので、よろしく願いをいたします。

議案第87号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対しての討論を終結をいたします。

これより議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 87 号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 84 号 町道路線の変更について（委員会付託）

日程第 4 . 議案第 85 号 町道路線の認定について（委員会付託）

日程第 5 . 議案第 88 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員会付託）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3 ないし第 5 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 84 号、町道路線の変更について。

議案第 85 号、町道路線の認定について。

議案第 88 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 84 号、85 号、88 号は、所管の産業建設常任委員会において審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、山田弘治君。

〔産業建設常任委員長 山田弘治君 登壇〕

産業建設常任委員長（山田弘治君） ただ今、一括上程されております 84 号、85 号、88 号について委員会報告をしたいと思います。

第 45 回定例会で委員会付託を受けました議案 84 号、85 号、88 号についての審査経過と結果について報告をいたします。

平成 23 年 9 月 15 日、役場 3 階委員会室兼控室におきまして、午前 9 時 25 分、委員会を開会し、同 11 時 14 分に閉会をしております。

出席者は、委員の方から、山田、山本、西岡、金谷、笹田、矢内議長であります。欠席者は 1 名でありました。

当局からは、町長、副町長、農林振興課長、建設課長、河川復興推進室長、総務課長。

事務局からは、局長、局長補佐であります。

議長、町長のあいさつを受けた後に、直ちに委員会を開会し、まず、議案第 84 号、町

道路線の変更について。それから、議案第 85 号、町道路線の認定についての審査に入りました。

まず、当局より追加説明で、整理番号の 10038 号、町道秀谷線については、残土処分地の造成の関係で、調整池から奥の部分についての終点の変更を。変更前の終点が、佐用町秀谷 2695 の 219 から、変更後では、佐用町秀谷 2723 番地。延長が 2,200.58 から 1,294.00 メーターに変更をしたい。

続いて、整理番号 20439 号、町道小赤松支線については、河川改修に伴うもので、右岸側の堤防が集落側に行く関係で、町道敷地の交換ということで、起点を変更したい。変更前の起点が、佐用町小赤松 538 の 1 を、変更後は佐用町小赤松 528 の 1 に変更するもの。延長を 176.93 から 53.40 メーターに変更する。

続いて、議案 85 号、町道認定については、町道小赤松 1 号線で、整理番号 20439、町道小赤松支線の絡みで、残り部分を、新たに認定を提案するもので、起点を佐用町小赤松 538 の 1 から、終点を佐用町小赤松 542 までの間、延長 87.5 メーターとする。

整理番号 10523 号、町道清水ノ元線について、宅地造成に伴い、新たな路線認定をお願いするもので、場所については、起点が佐用町長尾字清水ノ元 893 から、終点が佐用町長尾字清水ノ元 890 の 5、延長が 58.4 メーターになるとの説明を受けました。

説明を受けた後、直ちに現地調査を実施し、帰庁後、委員会を再開。

まず、議案第 84 号についての質疑を行いました。質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、議案第 84 号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 85 号、町道認定について、質疑を行ったが、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、議案 85 号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 88 号についての審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、当局から追加説明では、今回の農業共済条例の一部改正については、平成 23 年 4 月に家畜伝染病予防法の一部が改正をされました。そのことによって、口蹄疫などの大規模な流行が懸念されるとか、そういった法定伝染病が発生した場合、これまで、殺処分となった家畜に対して、約 8 割ぐらいが国の手当金が交付をされておりましたが、国の特別手当金、補償金を合わせると、これが 10 割に引き上げることになり、今まで共済で残りを負担していく必要があったというところが、基本的には、国の方へ全部行ったということで、共済事項から除外するものとの趣旨説明がありました。

引き続き質疑に入り、まず委員から、法律で定められた伝染病は、28 種類ほどあると思うが、佐用町関係したものがあつたか。あるとすれば、どんな家畜か。農林振興課長、今のところ、聞いたことはない。

ほかに質疑はなく、質疑を打ち切り、本案に対する討論はなく、直ちに採決に入りました。その結果、挙手全員で、議案第 88 号は、原案のとおり可決をされました。

以上、委員会報告を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 84 号から順次、委員長報告に対する質疑及び討論、採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず議案第 84 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第 84 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 84 号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 85 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 85 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 85 号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 88 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 88 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 88 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 6 . 認定第 1 号 平成 22 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 7 . 認定第 2 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 8 . 認定第 3 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 9 . 認定第 4 号 平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 10 . 認定第 5 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 11 . 認定第 6 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 12 . 認定第 7 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 13 . 認定第 8 号 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 14 . 認定第 9 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 15 . 認定第 10 号 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 16 . 認定第 11 号 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 17 . 認定第 12 号 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 18 . 認定第 13 号 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 19 . 認定第 14 号 平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 20 . 認定第 15 号 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員会付託）
- 日程第 21 . 認定第 16 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員会付託）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 6 ないし日程第 21 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

認定第1号ないし認定第16号については、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。もとい、決算特別副委員長です。金谷英志君。

〔決算特別副委員長 金谷英志君 登壇〕

決算特別副委員長（金谷英志君） 西岡委員長が欠席でありますので、副委員長の私から決算特別委員会報告をいたします。

平成22年度決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第16号までの16議案について、9月7日及び8日に審査を行いました。その結果並びに概要について報告いたします。

決算特別委員会は、1日目は9月7日午前9時から午後3時24分まで開き、欠席者はありませんでした。2日目は、9月8日午前8時58分から午後0時11分まで開き、欠席者は、黒田西はりま天文台公園長で代理に安本参事が出席しました。

まず、認定第1号は、平成22年度一般会計決算の審査について報告いたします。

歳入の部では、財産に関する調書で、公有財産の関係で土地建物増減の説明を求める質問には、公有財産の公園分、笹ヶ丘公園のグラウンド用地を河川改修事業のために県に売却した減。建物では、中上月住宅の除去による減です。との回答があり、有価証券の前年度末現在高の違いは何かとの質問には、前年度が誤りということで精査した中で改めたとの回答がありました。

次に歳入で、町税では、町税の滞納状況の見通しについては、昨年に比べ人数において若干増えて額は減少しており、徴収率はアップしているとの回答があり、町税が大きく落ち込んでいる要因は何かとの質問には、21年度の災害による雑損控除が大きな原因ですとの回答があり、また、不納欠損の中で停止中の時効完了とはどういう内容かとの質問には、不納欠損できる条項はあるが、現在は即、時効というのは採用していないとの回答がありました。

使用料の関係では、社会教育施設の投資効果からみて利用状況をどう考えているかとの質問には、利用者側・町民の皆さんの活動が活発になるよう配慮しているとの回答がありました。

保育料の収入未済額が増えている要因については、経済的な困窮からどうしても払えなかったという実態が見え隠れしていたと分析しているとの回答がありました。

減債基金の繰り入れが増額されているが、この処理に基準はあるのかとの質問には、合併特例債の基金分の償還に充当するという事の取り崩しですとの回答がありました。

分担金等が雑入に入っているが、科目設定した科目を守るべきではないかとの質問には、年度またぎになってしまっという処理になったとの回答がありました。

続いて歳出に移り、総務費で障害者雇用の業務指導料の指導内容はとの質問には、実質的には、その労務に対する賃金に相当するものですとの回答があり、さようまち・むらプロジェクトの結果については、補助金の内訳は商工会等に委託したもので、資料作成費や先進地視察、研修会開催などがありますとの回答がありました。また、臨時交付金事業の限度額は守られているのかとの質問には、事業間の充当は可能で、限度額を切っているということはないとの回答がありました。自治会の再編について行政はどう関わっていくのかとの質問には、自治体ごとの課題などを把握するためのアンケート調査の取り組みを進めているとの回答がありました。防災無線のあり方で、21年災害を基に決算上どのように

現われているのかとの質問には、避難所へのテレビ受信とか防災無線とかできていない。今後の検討課題としたいとの回答がありました。

民生費では、学童保育の指針はどうなっているのかとの質問には、一斉に同じような時間をとるということは、なかなかできない。それぞれの子どもにあわせた対応をしているとの回答があり、社協への助成金の減額については、社協とも協議し理解していただいて減額したとの回答がありました。高齢者等住宅改造費助成は前年と比べ減額しているが、使い勝手のいいものになっているのかとの質問には、介護保険の方で優先的に使われ、介護分で済んでいるケースが多いのではないかとみているとの回答がありました。

衛生費では、予防接種の子宮頸がん接種3回目はできたのかとの質問には、ワクチンは充足しており対応できたとの回答がありました。

農林水産業費では、農地・水・環境保全向上対策の面積、金額についての質問には、大きな所では、東徳久など営農組合等ですとの回答がありました。また、土づくりセンターだけで堆肥化ができるのかとの質問には、頭数はかなり減っているが何とか回転しているとの回答があり、町ふるさとづくり協議会助成金のそれぞれの集落での取り組みと成果については、7集落で取り組んでおり、田植えや稲刈りなどの交流ですとの回答がありました。地籍調査事業費で、同目内の予算流用が多発しているが、安易な流用ではないのかとの質問には、今後、よく受け止めて安易な流用はしないよう徹底していきたいとの回答がありました。

土木費では、生活道整備補助金は、計画どおりいっているのかとの質問には、申請のあった箇所については順次整備を進めているとの回答がありました。

教育費では、子ども歌舞伎の継承が三河小学校だけだが、他の学校の生徒が来ることは考えたかの質問には、地域に規制があり、全部の地域のもっていても広がりにくい。推移を見守りたいとの回答があり、スクールガード・リーダー謝金で、県補助金が関係する中で、半年間も何もしなくて問題はないかの質問には、半分は返納する形で、補助事業そのものが、段々適用されなくなってくる可能性があるとの回答がありました。また、電子黒板を全学級に導入する予定はないかの質問には、現在精一杯活用しており、今後、見直しを持った対応をするとの回答がありました。

以上、一般会計に関する質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定されました。

続いて特別会計に移ります。

認定第2号、国民健康保険特別会計の審査報告をいたします。

歳入で、不納欠損の状態についての質問には、12人の不納欠損、滞納者数は351人との回答がありました。資格証明書と短期証の発行はどういう対応かとの質問には、短い期間だが通常受給証と同じような短期証を発行しているとの回答がありました。21年度に国保税の引き上げがなされた時、世帯平均、年間7,000円としていたがどうなったかとの質問には、20年に比べ21年、22年度は同額だが1万円弱上がっているとの回答がありました。また、退職者医療制度が十分に活用されているかとの問には、退職者医療がどういう形で国保会計に影響しているかは、把握できていないとの回答がありました。一般会計からの繰り入れを行い保険税の軽減の対応についての質問には、できるだけ、これを解消する運営が、基本的考えですとの回答がありました。

歳出の、医療費が上がった内容について、国保審議会でも分析しているかとの質問には、それぞれ年齢区分ごとに病名等の内容が異なる。分析とまではいかないが、連合会の資料で報告するとの回答がありました。

質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定いたしました。

認定第3号、老人保健特別会計については、質疑、討論はなく、挙手全員で原案のとおり

り認定されました。

認定第4号、後期高齢者医療特別会計については、歳入で、不納欠損の基準について質問があり、再三、納入指導を行い、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき2年の時効が完了しているとの回答がありました。質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定しました。

認定第5号、介護保険特別会計については、社会保障制度としての対応や、居宅介護住宅改修費の利用状況、特定疾患の適用についての対応などの質問がありました。質疑を終了し、討論、採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定しました。

認定第6号、朝霧園特別会計については、短期宿泊について質問がありました。質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定しました。

認定第7号、簡易水道特別会計については、災害復旧の残事業について質問がありました。質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定しました。

認定第8号、特定環境保全公共下水道事業特別会計については、災害復旧の残事業について質問がありました。質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定しました。

認定第9号、生活排水処理事業特別会計については、災害復旧の残事業について質問がありました。質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定しました。

認定第10号、西はりま天文台公園特別会計については、瀬戸内オリーブ基金について質問がありました。質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定しました。

認定第11号、笹ヶ丘荘特別会計については、賄料と一般会計からの繰り入れについて質問がありました。質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定しました。

認定第12号、歯科保健特別会計については、質疑、討論はなく採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定しました。

認定第13号、宅地造成事業特別会計は、登記委託料について質問がありました。質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定しました。

認定第14号、石井財産区特別会計については、質疑、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定しました。

認定第15号、農業共済事業特別会計については、固定化債権の回収不能損について質問がありました。質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定されました。

認定第16号、水道事業会計については、有収率と簡水との会計処理、未払い金について質問がありました。質疑を終了し、討論はなく、採決を行い、全員挙手で原案のとおり認定しました。

以上、16会計の審議の概要を報告いたしました。委員会議事録の全文並びに詳細については議会事務局で閲覧をお願いいたします。

本特別委員会に付託を受けました決算審査の報告といたします。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労様でした。以上で、決算特別副委員長の審査報告は終わりました。

それでは認定第1号から順次、副委員長報告に対する質疑及び、討論、採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

まず認定第1号、平成22年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、副委員長

報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 失礼します。平成 22 年度一般会計決算認定の反対討論をいたします。

まず、財産に関する調書では、昨年度決算においても指摘した三井住友銀行へ信託した財政調整基金 3 億円は、この決算でも有価証券として計上されていません。その仕組み債は、仕組み債 3 億円は、単なる基金の運用ではないことからしても、計上すべきであります。

また、昨年度決算では、みずほ信託銀行株券現在高が結果として、虚偽のまま既決され、この決算で訂正されました。しかし、このことを当局は、何ら説明することなく、委員会で指摘されて、初めて明らかにしたわけであります。これは、金額の多少の問題ではなく、当局の議会に対する態度が、誠実さを欠くものであったことを示すものであり、厳しく指摘いたします。

次に、歳入について指摘いたします。

住民税、町民税では、対前年比で約 8,300 万円の減収で、平成 20 年度決算とでは、1 億 5,400 万円もの減収となっています。これは、雑損控除など、災害損失の繰越減収約 7,700 万円の影響もありますが、大半は、町民所得の減収が影響したものであります。この実態からして、当局は、本町において、町民福祉増進の積極的な施策が、いかに必要かを深くつかむべきであります。また、このような町民生活が厳しい状況の中での滞納問題解決措置として、強制執行の単純な強行は、問題であります。5 年経過を阻止するための措置に限定して、強制執行することを厳しく指摘しておきます。

そして、委員会の中で明らかになった、この年度の地方税法第 15 条の 7 に基づく滞納処分の執行停止の件数 23 件については、同法の規定が守られていません。同条の 2 項に規定するように、執行停止した場合は、滞納者に通知しなければならないを厳守すべきであります。

使用料では、教育使用料の 13 の施設の収入は、447 万円で、文化情報センターを除けば、172 万円であります。これは、施設使用料の考えを抜本的に改めることが、求められていると思います。合併後、旧町の時から減免されてきたサークル活動等が有料化あるいは引き上げされたわけであります。せっかく建設された町施設は、町民に有効に活用されてこそ、投資効果が高まるわけであり、町民の使用料は、免除するという立場で、施設の使用を高めることを強く求めます。

また、土木使用料の町営住宅家賃では、この決算年度から定住促進住宅五反田住宅家賃は、条例ではなく規則で徴収されています。これは、明らかに地方自治法第 228 条に違反するものであり、是正すべきであります。

歳出について指摘いたします。

災害復旧工事をはじめ、この年度は、多くの工事入札が執行されています。入札業務は、厳正に執行されなければなりません。この年度の入札状況は、昨年9月議会での当局発表で見ると、落札率95パーセント以上が、285件の入札中、159件で、約6割に相当し、中でも落札率100パーセントが16件あるのは、異常であります。この点を議会で指摘された町長は、適切な入札であり問題ないと答弁しています。この町長の姿勢そのものが問題であることを指摘いたします。

そして、公債費では、繰上償還を含む22億4,212万円を元利償還しています。本年も、この内、7割ほどが交付税に算入をされるため、実質公債費比率の22年度単年度分は、13.9パーセント、将来負担比率は、対前年比28ポイント減の87.4パーセントであります。これらの財政指標は、無駄を省けば、十分、町民の要求に応え、住民福祉の増進施策を積極的に展開できるものであることを物語っております。この点では、高齢者福祉の問題では、さよさよサービスの毎日運行と、福祉タクシーの利用拡大。子育て支援では、子どもの医療費を中学校卒業まで、無料化することをはじめ、学校給食費や保育料の無料化など、本格的な子育て支援策を、人口減や少子高齢化対策の重要な柱として実施すべきであります。

最後に、同じ財政問題では、合併後15年が経過する平成33年度にける地方交付税が一本算定になること。その中身をよく吟味せず、財政が大変なことになると、一面的な意見が強調されている節があります。交付税が算定替から一本算定になれば、減額するのは当たり前であります。合併から15年も経てば、経常的経費の中でも義務的経費である人件費が、どう推移するかなど、総合的に見てこそ、健全な財政運営ができることを敢えて述べ反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、次に、賛成討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） はい、12番、岡本安夫です。私は、平成22年度一般会計決算に賛成の討論をいたします。

22年度は、佐用町の復興元年にするんだと、町長は宣言されました。宣言通り災害復旧は昨年から今年にかけて、河川改修工事の残土処分地の確保など、順調且つ、スピーディに進捗しており、創造的復興に向けて弾みがついた決算だと思います。

一昨年の大災害以後、町民は安心、安全に、非常に敏感になっております。そのような中、安心、安全のひとつの要である消防団の再編と機動力の充実のために消防積載車の導入、さらに、地域防災マップ作りの講習会などソフト面での防災にも取り組まれ、自分たちの地域は自分たちでという意識が浸透してきたと思います。しかしながら、監査意見書では、常備消防の職員の平均年齢云々が指摘されました。実は、消防団も同じであります。これは全国的な傾向ですが、本町でも、消防団の若い団員の確保に大変苦慮しております。一朝有事の時、町民にとって身近な消防団が最も頼りにされていることはご承知と思いません。担当課や消防団員だけに任せるのではなく、消防団に入り訓練を受けることは、家族や町民を助けることになり、何よりも自分を助けることになるんだということを言っただけ、町を挙げて団員の確保を推進していただきたい。

これも監査意見書で述べられていましたが、自主財源の乏しい本町にとって、県下一の

町税徴収率を誇っていることは、職員の取り組みと佐用町の行政が町民に信頼されている証だと私も思います。引き続き頑張っていたきたい。

特に言いたいことは、平成 22 年度末、すなわち今年 3 月に提出された佐用町教育振興基本計画の中の重点目標、5、社会の変化に対応する学校・園をつくるであります。冒頭で教育長は、計画は実行されてこそ価値があると言われております。これは、この計画に対する教育長の決意と確信の表れだと受け止めます。今後さらに、統廃合問題がクローズアップされてくると、もっともっと厳しい意見や批判が町長や教育長に向けられると思います。学校や保育所が目の前からなくなることは、ある面、6 年前の 4 町合併より困難かもしれません。教育には、米百俵とか孟母三遷など、いろんな格言にもあるように、先人は大変な苦勞をされております。また、教育は国家 100 年の計とも言われております。夢ある教育は、夢を叶える教育になるよう、自信を持って実行されることを期待して賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに討論ありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより認定第 1 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 1 号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって認定第 1 号、平成 22 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第 2 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 平成 22 年度国民健康保険特別会計決算認定に反対の討論を行います。

この年度では、国保税の滞納世帯が 351 世帯、資格証発行は 30 件、短期証発行は 135 件、留置きは 12 件など昨年度に比較しても資格証、短期証の発行数が増えています。払いたくても払えない国保税の軽減が求められていると思います。

資格証は、窓口で 10 割の医療費全額を一旦負担しなければ受診できません。国保税を払えない生活実態の人が、窓口で医療費を全額負担できるはずがありません。また、何とか保険税を支払って保険証はあるが、3 割の医療費が払えないという人もあります。窓口負担を軽減する国保法 44 条の減免制度は、国は、自治体に作るよう通達をしております。

昨年度も指摘していますが、町の要綱を早急に作成し、窓口負担の軽減が行われるよう住民に周知徹底し、活用を促すことを求めます。

早期発見、早期治療は、医療費の抑制になります。特定健診の受診者は増えていません。健診内容など検討をし、受診者を増やす取り組みを求めます。

今日の国保会計の危機的状況は、1984年の国保法改悪で国の負担金が削減されたことが大きな要因です。国の負担金が削減された結果、国保加入者に負担が転嫁されています。一昨年も保険税が引き上げられました。国保負担率を元に戻すことで、保険税の軽減になります。町は、住民福祉の機関として、国の悪政の防波堤となり、払える国保税にするために国庫負担金を元に戻すよう国に強く要望すること。法定外繰入れを行うなど手立てを取ることを指摘し、決算認定の反対討論を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、次に賛成討論の方ありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） 認定第2号、平成22年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成します。

まず、国民健康保険は、国民皆保険として、自営業者や農業者など会社などの保険に加入されない方々を対象にして、必要な医療給付を行う制度として定着しております。また、医療費を保険者と被保険者が一定の割合で負担し、疾病時の被保険者の経済的負担を軽減し、住民の健康増進に貢献しているものであります。

しかしながら、急速な人口の高齢化や医療の高度化により医療費の増や少子高齢化の進展に加え、不安な社会情勢の中、国民健康保険事業を取り巻く環境は、大きく、大変厳しいものに変化しております。

また、特定健診等の保健事業をより一層充実させ、健康づくりを進めることで、医療費の削減を図るものであります。被保険者と負担増加の抑制につながる取り組みをお願いすると共に、公平性を確保する保険税の徴収率の向上をより一層進めていただくよう、お願いすると共に、法定外繰入れ、いわゆる一般会計からの高額の繰入れは、新たに住民の不公平感を生み出すものであります。今後、健全な国保会計になるよう求めまして、賛成討論とします。

以上です。

議長（矢内作夫君） ほかに討論はありませんか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより認定第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第2号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって認定第2号、平成22年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定をされました。

続いて認定第3号、平成22年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、

副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第3号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第3号、平成22年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第4号、平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） では、平成22年度後期高齢者医療特別会計決算認定の反対討論をいたします。

本会計の制度は、75歳以上の高齢者を切り離して、高齢者の人口増や給付費増に応じて、自動的に保険料が引き上がる仕組みがつくられていることや、将来的には、高齢者の受診抑制を目的とされているため、高齢者差別の医療制度として、強い批判が出されて来ました。この制度の廃止を公約に掲げた民主党が2年前に大勝し、政権交代がされたものの即実行はされず、平成25年度に新制度に移行するということで、まがいなりにも準備が進められているようです。これらの経過からして、本制度に基づく会計決算に反対いたします。

議長（矢内作夫君） はい、次に、賛成討論の方ありますか。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） 賛成討論をいたします。

認定第 4 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について賛成をいたします。

平成 20 年度から始まった後期高齢者医療制度ですが、当初こそ制度の周知や保険料の負担等について全国的に混乱がありました。制度開始から 3 年を経過し、保険料の軽減措置が継続されたこともあり、かなり定着傾向にあります。

政府では、後期高齢者医療制度に変わる新しい高齢者の保険制度の構築が検討されているところですが、政局の混乱や震災の影響もあり、国会提出の目的を持っていない状況です。このような中、制度開始後 3 年目の決算を迎えるのにあたり、本町においては、約 3,900 人もの多くの被保険者の方に、複雑な保険料の軽減措置や、災害に対する減免など、的確に事務処理が行われておりますので、本決算に反対する理由はないと思います。よって、認定第 4 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、妥当なものとして賛成をいたします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに討論ありますか。ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 4 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 4 号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって認定第 4 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 5 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 平成 22 年度介護保険特別会計決算認定に反対の討論を行います。

介護保険制度が発足して 11 年目の決算認定です。保険料は 3 年ごとの見直しで、平成 21 年度に保険料が引き上げられました。今決算では、介護保険料の未納が昨年に比べ増額しています。保険料の滞納は、制度の利用ができない事態になります。

また、介護予防事業は、2006 年の法改悪で、それまで全額公費負担で実施されていたも

のが、保険料を財源に給付費の3パーセント以内に枠をはめられた結果、事業の縮小で利用が激減しています。保健福祉の事業を復活させ高齢者の生活を支える取り組みが必要です。

介護労働者の処遇改善への恒久的な処遇改善制度の確立や、特別養護老人ホーム待機者の解消など加入者、利用者に必要なサービスを受けることができる制度に改善することを強く求めるものです。

高い保険料を取り立てられるのに、いざ必要な時に介護保険が使えないという人が少なくありません。一番の問題は、保険料を掛けながら、サービスが必要に応じてではなく、どれだけ払えるかによる制度上の欠陥です。社会保障制度として、高齢者の負担軽減のため、町として、一般会計からの繰入れを行うべきです。

以上指摘し、反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、次に賛成討論の方ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） はい、3番、岡本です。反対される方は、いつも国から出させ、出させと言われますが、国の金も国民の税金であります。われわれが、汗水をたらして納めたお金を、そして国も支出金として、4億6,956万円、県支出金も2億7,311万円、一般会計の町の繰入れにつきましても3億453万円と繰入れしておりますし、財政安定化基金の貸付金の町債からも3,000万円の手当て等がされております。

佐用町も高齢化率が30パーセントを超え、介護保険等を利用される方が、年々増えている現状でございます。この制度がなくなれば、これらを利用されている方や、家族の方がお困りになるのは明白でございます。受けられる方も受益者負担という、皆で、やはりされて、国、県、町、皆で支え合わなければいけないと思います。よって、賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） ほかに討論ありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより認定第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第5号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって認定第5号、平成22年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第6号、平成22年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし

ます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第6号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって認定第6号、平成22年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第7号、平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第7号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって認定第7号、平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第8号、平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 8 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 8 号に対する副委員長長の報告は、認定であります。副委員長長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第 8 号、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 9 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 9 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 9 号に対する副委員長長の報告は、認定であります。副委員長長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第 9 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて認定第 10 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 10 号に対する副委員長長の報告は、認定であります。副委員長長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第 10 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第 11 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 11 号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第 11 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定されました。

続いて認定第 12 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

認定第 12 号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第 12 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

続いて認定第 13 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより認定第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。認定第 13 号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第 13 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。続いて認定第 14 号、平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。これより認定第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。認定第 14 号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第 14 号、平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。続いて認定第 15 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第 15 号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第 15 号、平成 22 年度佐用町農
業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。
続いて認定第 16 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、副委員長報
告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第 16 号に対する副委員長の報告は、認定であります。副委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって認定第 16 号、平成 22 年度佐用町水
道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定をされました。
それでは、ここで、暫時休憩をしたいというふうに思うんですが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩をいたします。
再開を 10 時 50 分ということをお願いします。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

日程第 22 . 報告第 6 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)

議長(矢内作夫君) 続いて日程第 22 に入ります。日程第 22 は、本日追加提出の案件でありますが、議案書は予定案件として前もって配付しておりますので、ご熟読のことと思います。会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
それでは日程第 22、報告第 6 号であります。専決処分の報告について、専決第 20 号、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長(庵造典章君) それでは、ただ今上程をいただきました報告第 6 号の、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成 23 年 8 月 18 日、午後 2 時 5 分頃、江川ふれあい号が佐用共立病院の駐車場において、バックで玄関前駐車場に駐車しようとした際、運転を誤り、佐用町多賀の社会福祉法人くすのき会播磨園の自動車に左後部が接触し、同園の自動車右前部の一部が損傷する被害を与えました。

損害賠償額など、相手方と協議した結果、国家賠償法に基づく損害賠償として、地方自治法第 180 条第 1 項及び、町長の専決処分事項に関する条例第 2 号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

まあ、幸い、大きな事故にはなっておりませんが、最近、こういう接触事故が、かなり続いております。職員等にもですね、十分に注意をして、こういう事故が起きないように、また、こういう事故は、また、大きな事故につながる可能性もございます。その点、職員に対しての注意を指示いたしておりますので、今後、注意を、このようなことが、少しでもないようにね、していきたいというふうに考えております。

この点につきましては、報告をさせていただきますけれども、よろしく願い申し上げます。

議長(矢内作夫君) はい、以上で、町長の報告は終わりました。
これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、山本君。

10 番(山本幹雄君) 僕達は、さよさよサービスについては、いろいろこう、まあ、話を伺った中でしておりますけども、この江川ふれあい号については、私まあ、厚生委員会におったんですけど、ほとんど知らないまま、当時委員長しておったんですけども、知らないままに、既にもう決まっておったという現実がありました。まあ、それは、それです

承しておりますので、結構なんですけれども、しかし、そこでその、運転手5名ほどおるといふふうに聞いてますけれども、その運転手、どういう資格を持った人が、運転しているのか。今回でも、例えば、二種の免許を持って、そういう経験があって、そういう人を運転手にしているのかどうかというのを、ちょっと伺いたいと思います。

議長（矢内作夫君） 総務課長答えますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） ただ今のご質問にお答えいたします。

二種を持っていなくても、普通免許を持っておれば、従事していただくようにしております。現在、18名の方が登録をされております。以上です。

なお、あの、研修を実施して、講習会という形で実施しておりますので、そのことも申し添えておきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 免許を持っているんだから、それは、それでいいんかも分かりませんけども、こういう形で、町がまあ、その保険にしろ何にしろ、やるということであるならば、それなりにきちとした人間をしないと、例えば、さよさよサービスは、当然、それなりの免許を持っている人を使っていると思っているんですけれども、そうじゃなかったら、もし、何かあった時に問題が大きくなる可能性が、私は非常にあるんじゃないかと思えます。まあ、今回、幸い大した事故ではなかったんだろうけども、本当の意味での人身事故が起きた時に、今のような答弁で、町民の人が了承するだろうか。ねっ。免許を持っているんだから、いいんですと。そういうことでは、決してないと思うんです。そのために、国においては、そういう、人を乗せて運ぶ職業の人は、普通の免許ではなく、もう1個上、確か、僕、二種言いましたけども、二種かどうか、もしかしたら間違えておったかも分からんけども、免許を必要としているはずなんです。そこらへんがどうなのか、もう1回ちょっと伺いたい。

それと、さよさよサービスは、どういう免許体制の中でやっているのかということと、もう1個、研修はどこで受けた。誰に受けたのかいうのを、ちょっと伺います。

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） あくまで地域の公共の足ということで、江川の地域づくり協議会の中で、今、実証運行をしておるわけなんですけれども、その中で、地域づくり協議会の中で、こういう取り組みをするという中で、いろいろと協議をなされた結果、今の方が、登録をされて、本当にこう、ボランティアのようなこう、直接、金額を申し上げますと、運転員の方は、1日、3,500円。それから、受付される方は、2,500円という形で、今、実証運行をしておるわけなんです。まあ、今後、今、申されるようなことが、こう、地域の中で、そういうことが問題になってくる可能性もありますので、その中で、今後、実証

運行が終わる後、どういうふうなことになるのか、また、地域の中で十分研究したり協議したりする中で、こういう地域の公共交通の足は確保しないといけない方向であれば、その中で、いろいろと協議した中で、ある程度のこう、それぞれが、利用者と運転者が、納得の中で利用していかないと、なかなかこう、正規の運転手を雇っていくというのは、非常にこう難しい問題があるんじゃないかというふうに考えております。

ですから、今後の課題としては、協議は重ねていきたいと。そういうふうに考えております。

議長（矢内作夫君） ところで。どこで講習があったん。

企画防災課長（平井隆樹君） 講習会は、これを始める、去年の10月1日から始めておるんですけども、9月の間に1回実施しております。

議長（矢内作夫君） いや、内容が、どがいなんかいふこと。

企画防災課長（平井隆樹君） 直接、私、そこの講習会に出ておりませんので、詳しい内容は、分かりません。講習会があったということまでしか、お答えはできません。

議長（矢内作夫君） それと、さよさよサービスの運転手の体系はどうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） さよさよサービスについても、今現在、まあ、お一人の方については、隔日ですね。1日はだめということで、月曜日から土曜日まで9人で運行をしております。資格については、今、江川ふれあい号と同じでございます。そういうことでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔山本君「もう1回やな」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） あの、例えば、江川ふれあい号が、事故をして、自分達がケガをしたという分については、江川の方は了承すると思うんです。それは、自分達も、あれ、立ち上げたものだから。ところが、それ以外の地域の方がケガをした場合どうなるか。

例えば、子どもがひかれて死んだ。ねっ。例えばですよ。こんなによくないかも分からん。例えば、佐用へ来よって、佐用で小学校の子を、例えば、ひいて死んだとなった時にね、どうなるかということをお聞きしようわけです。江川の内部の問題だったら、江川の内部だけで決めればいいんですよ。ところが、その車は、江川だけを走るのではないわけですね。そうでしょ。ここまで出てくるわけですから、そこらへん、私は、きちっと、まあ、今現在、18名をした中で、それは、それでいいと言われれば、まあ、問題なくくればいいですけども、今回、良くも悪くも、共立病院の下で、そういう何か事故があったと。

まあ、これは、大した事故ではなかったで良かったけども、もし、そうではない。もうちょっと大きい事故が、なった時にどうなんかということだけは、きちっと考えておかないといけないし、私、研修は聞きましたと。で、どこで何を、どういう研修したか知りません。それで、人を乗せて運行するということであるならば、ちょっと私は、無責任な気がします。それは、ちょっと言わしてもらいたいと思います。

だから、今後やっぱりちょっと、そこらへん、きちっと対応しないと、車というのは、危ないものです。死ぬかも分からない。あれ、結構死ぬんですね、事故で。そこを考えると。ねっ。江川内部だけの問題では、決してないです。のはずです。まあ、意見だけさせてもらいます。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） ちょっと、聞き忘れておるんか分からないんですけどね、まあ、事故が起きて、この度はまあ、簡単な事故だったんで、それでよろしいんですけども、今、山本議員がおっしゃったように、人身事故とか、車を、相手の車も大破して、自分の車も大破して、自分もケガし、また、人もケガさせたという大事故につながった時にね、これ全て損害賠償で、町がかけておる保険の、その中から、利用して全部やってまうというような思うんですけども、その、例えば、講習会を受けるのもええんですけどね、普通の市営のバスとか、そういった人方でも、飲酒運転しとって捕まったり、いろいろされておるわけなんですけれども、そういった方法は、どうやって見極めておるんか。

また、運転手本人のね、責任は、いったいどうなるのか。ただ、示談づきで、それでもうええんじやというような、簡単な考えなのかね、それのどこを、ちょっとお伺いしたいと思うんです。

議長（矢内作夫君） はい、企画防災でよろしいか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 今、申されるようなことが、運行される前に、いろいろとこう、地域で協議がなされておるわけなんです。で、運転手になる方も、そういうこと、全部突きとめられると非常に苦しい立場に追い込まれるということで、そういう話をして、中で、今、やっておるような、町の入っておる保険対応の中で、考えていくという形で、皆が了承する中で、理解を求めておるわけなんです。

で、特に、山本議員の申されましたことを申し上げますと、どこを車、運転しておっても、それぞれ、個人にとっては、ドライバーは、皆、同じ条件になってきます。

ですから、やはり、その中で、皆がこう、理解する中で、地域の公共交通を何とかこう確保していこうという、江川独自の取り組みに対して、町もできるだけ応援は、していきようわけなんで、そこらを町と江川が十分協議しながら、今後の運営。特にあの、3月で、実証運行終わります。ですから、今後のことについても、十分、その辺は、協議をし

ていかないといけない。まあ、先ほども申し上げたような答えになってくると思います。よろしくお願ひしたいと申します。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 新田議員のご質問で、その事故の場合の、そのまあ、職員、まあこういう江川のバスの運転手、これにつきましては、町と、その業務の委託ということで、委託契約の中で、その第三者に与えた影響については、町の保険。町が対応するという契約でこう、結ばしていただけてます。

で、そういう中で、これは、委託契約をしている、今、江川のバスの運転員だけではなく、町の職員もそうですけども、大きな事故で、相手に、第三者に損傷を与えたとか、人身事故を起こしたとか、そういう場合は、町が、その賠償について、国家賠償法について、町に責任があると。職員に責任があるということを経断すれば、町が対応するということになってます。

ただ、その場合、職員に対する求償権ですけれども、それにつきましては、それも決められています。故意、または、重大な過失、そういうものがあれば、その職員に、その弁償について求償をしていくという、そういう対応をさせていただきますので、ご理解の方、よろしくお願ひします。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、そのへんのところ、よく分かったんですけども、こう、重大な過失があった場合ね、本人が、その時に免許の取り消しとか、罰金等ありますわね。そのへんのところは、やっぱりもう、その運転されている方が、その責任を負うということなんですかね。そのへんちょっとお伺ひします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 罰金とか免許の取り消し、それは、個人の方の、交通の行政処分ですので、そうではなしに、相手方に損害を与えたとか、公共物を破損したとか、そういうことの生じた損害に対して、それを職員に求めていくということですよ。

〔新田君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、ほかに。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 今ちょっと、変な答弁もろたんで、あのね、一般の人も、確かに乗ったら事故するかも分からん。当たり前です。けどね、公共交通という中で、運送を、業みたいなものです。いや、業ですよ。まして、人を乗せているんです。一般の交通事故は、一般の個人です。けど、これは、人を乗せて運行するという、だから、一般的においては、普通免許じゃない免許でやられておるはずなんですよ。だから、別に、人を乗せて、個人だって事故はしますよ。します。

しかし、人を乗せて運行するやつと、個人で走る車とは分けておるはずなんです。それを、普通の人でも事故をしますいうて、何を言うとなんという話です。しますよ。

けど、人を乗せてお金を取って運行しているということになれば、ちょっと訳は違うということ、行政はもうちょっと認識しないや。当たり前でしょ、これ。そんな感覚で事故でもあった時に、誰も了承してくれませんよ。誰が了承しますか。

例えば、自分の子どもでも、それで死んだとなったら、誰が了承しますか。普通の（聴取不能）だって事故しようでしよって。そうじゃないだろうと。これは、業ですよ。

例えば、大原。大原でのうてもあれだろうし、神姫バスでもそうだろうけども、人を乗せて走るとなったら、それなりの免許取った者しか走らせませんよ。一般の個人でどうの問題では、決してないはずですよ。

まあ、それだけさっき、そういう答弁もろたんで、私は違うと思うんで、それ言わしてもらいますけども、いや、そうじゃない。一緒なんやいうんなら言ってもらって結構ですけど。

議長（矢内作夫君） それ、申し上げるでよろしいですか。

10 番（山本幹雄君） いやいや、答弁するならしたらええし、僕は、言うだけは言わしてもらうけども、それじゃないんや。私が正しいんや言うんなら言ってもらたら結構です。

議長（矢内作夫君） それでよろしいか。

〔山本君「（聴取不能）世間では通らんとおもいます。そのための二種という免許があるはずなんだから」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、そういうことで。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） 今、課長から答弁あって、求償権。法に違反したような方について、まあ、職員については、求償権というのがあるということだったんですけど、この、町の賞罰の規定の中に、この交通で違反した場合にはですね、賞罰の規定というのは、やっぱりあるんですかね。どんな規定があるんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） それは、町の方で、要綱で定めて、まず報告。その一般の、公用車だけじゃなしに、私用車での交通違反、そういうものについても、報告を求めるようにしています。その報告、まあ、違反、あるいは、そういうものの内容によって、それぞれ処分。どの処分に該当するかいうことを決めております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 今まで、職員が、交通事故等ありましたわね。それをほな、全部適用してやっておられるわけですね。やられておるんですね。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、その報告を受けた中で、それを照らして対応させていただいております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） ちょっと十分に、その法律的なところを掌握しないまま質問させていただくんですが、こうした損害賠償に繋がるような事故も含めて、そういうような発生を未然に防ぐという観点から、交通車両、車両管理をする上で、運行管理なり交通安全管理者というものの義務付けが、それぞれの法律であると思うんです。

例えばその、町条例であれば、町の中に安全運転管理者というものが定められていて、その方の指揮権によって、年間の講習とかが行われて、関係する職員が庁舎車両を使用する時の安全管理というものの向上に努めなさいと。やりなさいということになっていると思うんです。

で、片や一方、その、有償の、例えば一般貨物であるとか、旅客運送にかかわるところについては、その法の定めがあって、運行管理者、いわゆるその、国家資格を持った人間の位置付けがあって、で、その者が、毎日、その乗務前、乗務後の点呼を行い、日々の安全確保のためにこう、義務付けられている作業があります。

例えばその、飲酒に関するところのアルコール検知であるとか、あるいはその、拘束時間の確認、そういうものがあります。

で、あの、この市町村の運営有償運送事業事務実証運行というのが、どの法律に基づく規定を受けるのか、そのへんを十分に掌握してないんですけども、1点確認したいのは、いわゆるその、コンプライアンスの観点から、こうした事故なり、要は、役場の人間も含めてですけども、以外人間が、町の保険下の下で、業務の下で車両を運行する。その者に対する日々の運行管理を、どのようにチェックされているのか。これ、さよさよサー

ビスも同じ内容で質問したいと思うんですけども、まあ、今回、この報告案件じゃないんで、ちょっと直接じゃないんで、申し訳ないんですけども、例えば、さよさよで採用されている運転手の方、それから、江川の、この実証運行に携わっている方、毎日、その人間が、まあ、意識、無意識は別にしてね、前日のお酒が残っているにもかかわらず車を運転してしまった。そういうことがないようにするというチェックは、どの段階で、これ、されているんですか。

あの、もしかして、そんなことしなくてもいいんやという法の決めがあるんやったら、それでいいんで。いいんじゃないしに、ただ、それでは、やっぱりこういう事故っていうのが、アルコールは、ちょっと別件ですよ、防げないと思うんですよ。

毎日、今日は、こういう運行体系で、こういうふうにして下さいね。で、今日の乗務はどうでしたか。道路上問題なかったですか。危険なことはなかったですかというのものも、毎日なり、その運行たびに管理する方っていうのは、これ、どなたになっているのか。そのへんの安全管理体制について、お伺いをします。これは、さよさよサービスも、それから、江川の分も含めて、違う形態であれば、違うように説明してください。

〔健康福祉課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） さよさよの方から申し上げたいと思います。

実態といたしましては、私、去年の4月からお世話になっているんですけども、少なくとも22年度はですね、松尾議員からもご質問あったりして、いろいろ研鑽する中で、22年度は、ご存知でしょうね、第2庁舎の2階の一番西にですね、朝から詰められて、いろんな情報の中で、（聴取不能）されると。まあ、迎えに行ったりね、送りにいくと、こういう体制がですね、やはり相応しくないということで、いろいろなご指摘を受ける中で、今現在はですね、毎朝、私とこの健康福祉課の方へ出勤簿を備えつけておりまして、概ね7時半からですね、7時40分ぐらいにいらっしゃいます。で、私、努めて私がですね、今、議員おっしゃったように、運転手さんのお顔を見て、あいさつして、確かに、アルコールチェックまではできてませんが、今日もお願いしますねと。で、運転手さんも本日もよろしく願いますということで、一人ひとりとお話する中で、出ていただいて、それから5時が終わりでございます。5時、ちょっと過ぎましたら、私どもがいる所で、全員来られて、今、議員がおっしゃったような報告会なんかを持っております。

で、改めて、町長からも指示をいただきまして、今日の案件は江川でございますけれども、私とこも、恥ずかしながら、ちょこっと当てたとかあります。そういう中で、昨日、一昨日、先ほども言いましたように、毎日、同じ運転手じゃないんで、2日に分けて、基本的なね、やっぱり緩みとか、前日の疲れ、いろんな部分で、よろしく願いますという会議を、昨日、一昨日持たせていただいております。それはまた、適時、今後、何かあったら持たせていただきたいなということで、町長からも強い要請をいただいております。以上でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。ふれいあい号の関係。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 直接、江川の地域づくり協議会と委託契約を結びまして、江川の地域づくり協議会の中で、それぞれ受付の方と運転員の方を決められて、順番に回しておられるような形でございます。

ですから、直接、町が、この方がこう、どうのこうのいう係わりは、毎日でございます。その江川地域づくり協議会の中で、それぞれが、自覚を持ってやられておるのが実態でございます。以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 分かりました。

まず、さよさよサービスの形態から言えば、まあ、22年度、開始以降、まあ、除々に、その体制は変わってきていると思うんですけども、まあ、そこまでされているんだったら、相当の効果は上がっていると思うんですけども、最低まあ、そうやって課長のところに毎朝出て来てということになれば、そこに簡単にアルコールチェッカー、飲酒の関係ですね、これは最低やる必要があるのかなと思います。

だからまあ、後はもう、直接、その運転員の方と課長なり職員の方が面談して、健康状態なり把握して、確認するというような、それは十分、それで効果は上がってくると思うんで、せめて後、飲酒チェックぐらい。それとまあ、日々、当然、日報というようなものを書かれていると思うので、前日の日報をある程度、職員の方でも課長でも確認して、まあ、時間的にどうだったとか、その利用状況なんかも含めてね、ちょっと言葉のやり取りをすれば、だいたいこう、毎日の運行形態というのが確実に把握できるようになるんで、できれば、その飲酒チェックだけはやっておいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、その江川の方ですね、これあの、どういうふうに申し上げればいいんか分かんないけども、何かこう、事が起こった時には、協議会の方に委託してますから、その独自の判断でやられているというけど、結局、事故が起こったり、車両が損傷したら、これ町が保険使って、町がお金払わなあかんで、それはまあ、お金だけで済むことかも分かんないんですが、この、事故の場合に、まあ求償権なんかの問題もあるんですけども、結局、そういう事故を未然に防ぐことは、これやっぱり、誰かが責任持ってやらないかんことやと思うんですよね。だから、業務委託しているから、それは江川でやられてますというような、それは、ちょっといかなものかなと。そこまで責任持って逃げるんだったら、もう、向こうに丸投げして、保険から、ねっ、車両の経費から例え実証運行にしてもですよ、やればいいことなんやけれども、それは、悪意に取られると困るんですけども、要は、安全運転に関して、もうちょっと町、責任持って、指導的立場に立って関わらないと、これ、江川でも、さよさよでも同じことが言えるんですけども、善意でもって、安い賃金で、運転手で登録されている方が、たまたま、昨日の夜の深酒が残っていて、飲酒状態で事故やって、で、それが発覚した時に、これ、町が、その運転手さんに求償せなあかんようになってきますよね。多分。実例から言えば。そんなこと、あつてはいかんでしょう。ということは、飲酒形態についても、例えば、前日、どれぐらいお酒飲んだら、これ、講習会でやられてるんかも分かんないんですけども、でも、それが、一度や二度の年

間の講習会じゃなしに、少なくとも毎日、運行にあたる人間に関しては、さっき健康課長言われたように、面談をして、その呼気からアルコールの臭いがしないとか、健康状態がどうだとかというものを確認した上で、運行に従事するというのが、これは僕、当たり前だと思うんです。それは、役場の庁舎の車も一緒ですよ。

それは、毎日、課長らが、朝のミーティングで顔色見て、職員の健康状態なんかを確認して、出張命令なり業務命令出すんやから、で、調子悪いなと思うたら、休め、駄目というふうに判断するんやから、それと同じように、やっぱりこういう旅客運送に一部係わるような所については、もうちょっと、最善のというんですか、業務指導なり、その辺のことが必要じゃないかなと、私、思うんですけれども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、あの、やはり、この車両の運転というのは、まあ、これは、常に危険を伴うものです。特に、今、そうして、人を乗せてということになりますとね、それは、特にまあ、事故が起きた場合を想定した時にですね、いろんな対策をきちっとやっておかなきゃいけないと。まあ、そういうことで、町のさよさよサービスも、今、課長が申しあげましたようにですね、そういう点について、順次改善をして、きちっと管理するようにということではしています。

まあ、ただ、江川で取り組まれている地域づくり協議会もですね、当然まあ、そういう問題については、かなりまあ、当然、問題が起きた時にどうするんだと。どういう責任なんだというようなことも含めて、協議もされたというふうに聞いておりますけれども、しかしまあ、自分達が、しっかり責任を、それぞれが持ってやろうということで、地域の中で、まあ、自分達の自主管理の中で、まあ、やっておられるのが、今現在です。

ただまあ、そういう自主管理が、善意でできれば、それで済めばいいんですけれども、事故が起きた時に、それだけでは済まないというね、今、石堂議員からのご指摘も、私も、当然、これは、有償運行として、そういう責任が、伴ってくるということに対する対策が、これはもう、必要だというふうに思います。

まあ、ただ、それを今のような形態の中で、町の職員が、今、運転される方、どなたがされるのか、たくさんの方が、登録しながら、ボランティア的にやっておられる方をですね、きちっと、その管理をしていくということは、これはまた、非常に難しい。こういう問題を、きちっとやれということになると、もう、こういう事業が、まあ、なかなか続けてやることができないということにも繋がっていくのかなという感じもいたします。

まあ、今、やっていただいている江川については、まあ、それぞれが、自分達が、そういう自覚を持ってやっておられるということで、まあ、とりあえず、今の試験運行に入ってますけども、実際まあ、そういう指摘を受け、また、当然まあ、そのことが、問題があるということについては、今後、どのような形で、これを実際に続けていくのか。また、これが続けていくことができないのか、こういう点を含めて、江川の方にも十分協議をして、皆さんで話し合いを、さらにしていただくように、私の方からも指示をさせていただきます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。ほかに。ないようですので、これでこの件に関する質疑は終結をいたします。

日程第 23 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 23 に入ります。

日程第 23 は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（矢内作夫君） ここで発言の申し出があります。健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） すいません。貴重な時間をお借りしまして、お詫びと訂正を申し上げます。

先般、9月27日、松尾議員の一般質問、公共交通の中で、平成22年度のさよさよサービスの実績は、どうですかというお尋ねに対してですね、恥ずかしいことに、私、当日、資料を持ってない上で、先般、決算をお認めいただいた、記憶の中で、お話をさせていただきますと。大きな差異があれば、後ほどまた、ご訂正させていただきますという中で、3点、申し上げておると思います。

皆さん方に、お手元に配らせていただいております平成22年度の事業結果でございますけれども、まず、利用人数でございます。一番、三日月の下に合計という、一番右の欄があると思います。この中で、1万4,080人でございます。当日、私の答は、約1万5,000を切っておるだろうと思っておりますと申し上げております。

それから、2点目ですけれども、執行済額。これは、利用券でございますけれども、これの販売が、真ん中どころに執行済とございます。446万5,600円でございます。これを476万円だったと思っておりますと発言をしております。違いがございました。

それから、一番大きな問題は、タクシーの事業決算と勘違いしておったんですけれども、費用ですね、いわゆる運転手さんも全て含めての費用。それ、真ん中どころの執行済でございます。1,637万2,007円ということで、これを約2,200万、2,300万ほどだと思っておりますという発言をしております。これは、タクシーの歳出ですね、総事業費、これに近い数字を申し上げております。ここに大きな違いがあったということで、差し引きですね、入と出の差し引きが、松尾議員、1,700万、1,800万ですねとおっしゃった部分が、1,200万の持ち出しになっておるということでございます。

記憶の中で、申し上げまして、大変失礼な仮定をいたしまして、申し訳ございませんでした。今後とも、気をつけたいと思います。

それから、もう1点、先ほど、申し訳ございません。石堂議員から言われました、アルコールのチェックでございますけれども、私ちょっと、確認いうんですか、ちょっと忘れておりました、チェッカー機器はあるんです。あるんですけれども、毎日、毎日、それをですね、自分が自信があれば、それを使わないというふうな人間の習性みたいなのがございまして、それをですね、今後とも、議員からも言われておりますので、来週以降、もういっぺん、徹底するように、そういった場を設けたいというふうに思います。どうも、すいませんでした。勘違いしておりました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、第 45 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る 9 月 6 日開会以来、今日まで、25 日間にわたり、平成 22 年度決算審査をはじめ、多くの諸議案件を審議をしていただきました。議員各位のご精励により、本日、閉会を宣言できましたことを、大変ご苦労様でした。多くの議案が上程されたわけですが、特に、平成 22 年度決算におきましては、一般会計で、約 160 億。災害復旧を 30 数億円考慮したとしても、120 億を超す決算になったことは、合併特例期間の終了時を見据えますと、背筋の寒い思いが、私は、しております。まあ、何とかして、より一層の行財政改革の必要性を感じざるを得ないところであります。

しかし、このことは、当局だけでできることではありません。まあ、世間では、町民の皆様方に、耳障りのいいことばかり言うことが、議員の仕事だというような方もおられるというふうに聞きます。勿論、当議会には、そういった議員がおられるというふうには思いません。これは、一般的な傾向があると申し上げておきたいというふうに思います。

まあ、いずれにしましても、特例期間は、傾斜部も含めて、早期の対応が必要であるというふうに思っております。

まあ、当局、議会、一体となって、真摯な議論をお願いをしたいというふうに思います。

町長をはじめ、課長各位におかれましては、議案に対しまして、真摯な態度で協力をいただきましたことに対しまして、深くこう、敬意を表しますとともに、特に、決算委員会、一般質問、また、各常任委員会等で、議員各位より出されました意見等につきまして、十分に考慮していただき反映をいただきますように、要望するところであります。いよいよ、これから秋も深まります。議員各位におかれましては、何かと、ご多忙とは思いますが、お体十分ご自愛いただきまして、町政の推進のために、更なるご尽力をいただきますように、お願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長、お願いします。

町長（庵逄典章君） それでは、閉会に当たりまして、一言、お礼の言葉を述べさせていただきます。

まず、当議会に、それぞれ提案させていただきました、22 年度の決算ほか、条例につきましては、慎重にご審議をいただきまして、全て原案どおり承認、また、可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

今日で、9 月も終わります。そして、平成 23 年度もですね、上半期が、はや終わり、明日からまあ、下半期に入ります。

また、合併して、丁度、丸 6 年が経過をいたしました。まあ、合併特例期間 10 年で見れば、後残すところ 4 年ということになるわけでございます。この 2 年間は、21 年度の災害の復旧、また、復興、防災対策、そういう点で、まあ、それを最優先に取り組んできたところがございますけれども、まあ、災害の対応、復旧につきましてもですね、概ねまあ、順調にこうして事業が進む中、いろいろと、一般質問、また、いろんな討論等でも、ご指

摘を、議員の方、皆さんからもご指摘をいただいておりますように、将来に向けた、大きな課題が山積をいたしております。

まあ、特に、この下、児童数が極端に減っていく中で、将来の子ども達の育成、教育、これに対応する学校施設、また、福祉施設の適正化問題。また、これから、非常にまあ、職員の削減も行っていかなきゃいけないという中で、効率的な行政運営を、更に進めていかなければなりません。そういう点での庁舎施設等の改善。また、合併からの懸案であります、この防災行政無線等のデジタル化、これも大きな事業としてですね、早急に進めていかなければなりませんし、また、新たな課題としてと言いますか、将来に向けた町の活性化のための新たな土地の活用ですね、まあ、こういう点についても、着実に、しっかりと、取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

まあ、災害の、まだまだ復興については、これから、やらなきゃいけないこと、たくさんありますけれども、その復興事業と並行してですね、こういう将来に向けた事業に、しっかりと取り組んで参りたいというふうに考えております。

まあ、議員皆さん方におかれまして、十分、私も、議員の皆さんと協議させていただきながら、こういう課題に取り組んで参りたいと思っておりますので、引き続いて、また、いろんなご意見と指摘をいただき、ご支援、ご協力をいただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本当にあの、季節もですね、9月が終わり、今日は雨が降っておりますけれども、この雨が上がれば、一気に季節が進んで、秋らしくなるというふうに予報も出ております。非常に季節の変わり目でございます。健康に十分お気をつけいただきまして、それぞれなお一層元気にご活躍をいただきますように、ご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前 1 1 時 3 0 分 閉会